

○国立大学法人埼玉大学学長選考・監察規則実施細則

〔平成18年4月1日
規則第 85号〕

改正	平成19.10. 5	19規則77	平成20. 1.24	19規則91
	平成27. 1.15	26規則141	平成27. 3.12	26規則142
	平成28. 1.21	27規則43	令和元. 9.19	元規則21
	令和4. 3.17	3規則46		

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人埼玉大学学長選考・監察規則（以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、学長選考・監察の実施に関し、必要な事項を定める。

(推薦有資格者)

第2条 規則第4条の規定に定める一次候補者を推薦することができる者（以下「推薦有資格者」という。）は、本学に在職する次に掲げる者とする。ただし、当該推薦期間内に休職、海外渡航又は出勤停止の者は除く。

(1) 学長

(2) 理事

(3) 専任の教授、准教授、講師、助教

(4) 附属学校の副校長（附属幼稚園にあつては、副園長。）

(5) 事務職員及び技術職員（係長相当職以上の職にある者に限る。）

2 前項各号に定めるもののほか、学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）の委員は、一次候補者を推薦することができる。

(推薦有資格者名簿の作成)

第3条 選考・監察会議は、前条に規定する推薦有資格者の名簿（以下「推薦有資格者名簿」という。）を作成するものとする。

2 推薦有資格者名簿は、学内において閲覧に供するものとする。

3 推薦有資格者は、推薦有資格者名簿に誤りがあると認めるときは、選考・監察会議に異議申立てを行うことができるものとする。

4 選考・監察会議は、前項の申立てが正当であると認めるときは、直ちに推薦有資格者名簿を修正しなければならない。

(一次候補者の推薦)

第4条 推薦有資格者は、一次候補者1人に限り推薦できる。

2 第2条第1項第3号、第4号及び第5号に掲げる者が推薦しようとする場合には、20人以上30人以内の連名による推薦とする。

3 推薦有資格者が一次候補者を推薦しようとする場合、その推薦者（連名による推薦の場合はその代表者）は、「国立大学法人埼玉大学学長一次候補者推薦書」（別

記様式1)、「推薦理由書」(別記様式2)、「学長一次候補者の略歴及び業績調書」(別記様式3)、学長一次候補者の「同意書」(別記様式4)及び「大学運営に関する所信」(別記様式5)を選考・監察会議に提出しなければならない。

- 4 選考・監察会議は、提出された書類の公開方法について、書類受理後速やかに決定し、公開するものとする。

(一次候補者名簿の作成)

第5条 選考・監察会議は、前条の規定により推薦された一次候補者の名簿(以下「一次候補者名簿」という。)を作成するものとする。

(意向聴取実施委員会)

第6条 選考・監察会議は、規則第5条に規定する意向聴取を実施するときは、意向聴取実施委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、教育学部教授会構成員より選出された者1人並びに人文社会科学研究科及び理工学研究科教授会構成員より選出された者各2人の委員で構成する。

- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(委員の選出)

第7条 各教授会は、前条第2項に規定する委員候補者を選出し、順位を付けて、教育学部教授会は上位3人を、人文社会科学研究科及び理工学研究科教授会は上位6人を選考・監察会議に報告するものとする。

- 2 選考・監察会議は、その順位に従って教育学部は上位1人を、人文社会科学研究科及び理工学研究科は上位2人を委員として委嘱する。

- 3 前項の委員が一次候補者になったときは委員を交替するものとし、選考・監察会議は直ちにその後任として同一学部の次位者を委員に委嘱する。

(意向聴取の公示)

第8条 委員会は、意向聴取を実施するため、意向聴取の日時、場所及び方法その他必要事項並びに推薦された一次候補者の氏名、現職名又は最終職名を学内に公示するものとする。

- 2 前項の公示は、意向聴取実施日の14日前までに行うものとする。

(意向聴取対象者)

第9条 意向聴取に参加できる対象者(以下「対象者」という。)は、本学に在職する次に掲げる者とする。ただし、第12条第1項に規定する投票用紙による投票の場合は、当該意向聴取実施日において休職、海外渡航又は出勤停止の者は除く。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 専任の教授、准教授、講師及び助教
- (4) 附属学校の副校長(附属幼稚園にあっては、副園長)

(5) 事務職員及び技術職員（係長相当職以上の職にある者に限る。）

（対象者名簿の作成）

第 10 条 委員会は、前条に掲げる対象者の名簿（以下「対象者名簿」という。）を直ちに作成し、選考・監察会議に提出する。

2 対象者名簿の閲覧等については、第 3 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

（公聴会）

第 11 条 委員会が必要と認めるときは、推薦された一次候補者に「大学運営に関する所信」等について、第 9 条に掲げる対象者に対して説明を行うこと（以下「公聴会」という。）を求めることができる。

2 前項の公聴会は、意向聴取を実施する前に行うものとする。

（意向聴取の方法）

第 12 条 意向聴取は、単記無記名投票とし、投票用紙による投票又は電子的方式による投票（以下「電子投票」という。）により行う。

2 前項に定める意向聴取の方法は、学長候補者の選考時に、選考・監察会議がその都度決定する。

（投票用紙による意向聴取）

第 12 条の 2 投票用紙による意向聴取は、別記様式 6 により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 公示した一次候補者以外の者に対する投票

(3) 氏名が特定できないもの

3 前項に定めるもののほか、投票の効力につき疑義があるものについては、委員会がこれを決定する。

4 当該意向聴取実施日において不在の者は、委員会の承認を得て不在者投票をすることができる。

（電子投票による意向聴取）

第 12 条の 3 電子投票による意向聴取の実施方法は、学長候補者の選考時に、選考・監察会議がその都度決定する。

（意向聴取の開票）

第 13 条 委員会は、投票終了後、直ちに意向聴取の開票を行うものとする。

（意向聴取結果の報告）

第 14 条 委員会は、意向聴取を実施したときは、その結果を氏名及び得票数を付して速やかに選考・監察会議に報告する。

（学長候補者の選考方針）

第 15 条 学長候補者は、選考・監察会議の出席委員による単記無記名投票により、過半数を得た者とする。

2 前項の投票の結果、出席委員の過半数を得た者がいない場合には、得票数上位 2 人（末位得票同数の者があるときは、その者を加える。）について、単記無記名投票を行い、出席委員の過半数を得た者を学長候補者とする。

3 前項の投票の結果、出席委員の過半数を得た者がいない場合には、第 1 項の投票における得票上位者を学長候補者とする。

4 選考・監察会議の委員は、前 3 項の規定に基づく投票を行うときは、選考基準に照らして大学運営に関する所信、面談、意向聴取の結果等を総合的に判断し、投票するものとする。

第 16 条 前条の規定にかかわらず、第 4 条の規定に基づき推薦された一次候補者が 1 人であり、協議により選考・監察会議の出席委員が合意した場合にあっては、前条第 1 項の投票を省略し、当該一次候補者を学長候補者とすることができる。
（就任辞退に伴う学長候補者の再選考）

第 17 条 前 2 条の規定は、就任の意思確認において、選考した学長候補者が辞退を申し出たことにより、第 4 条の規定に基づき推薦された一次候補者（辞退を申し出た学長候補者を除く。）から学長候補者を再度選考する場合に準用する。
（業務執行状況の確認）

第 18 条 恒常的な学長の業務の執行状況の確認（以下「業務執行状況の確認」という。）については、学長の就任の日から 2 年目以降、毎年度 1 回以上、前年度の業務運営の状況を把握できる資料に基づき実施する。ただし、次条に規定する業績評価を実施する日の属する年度にあっては、当該業績評価の実施をもって代えるものとする。
（業績評価の実施時期及び対象期間）

第 19 条 業績評価については、学長の就任の日から 2 年目までの期間を対象とする中間評価を学長の就任の日から 3 年目の 9 月までに、学長の就任の日から 4 年目までの期間を対象とする最終評価を学長の就任の日から 5 年目の 9 月までに実施する。
（業績評価の評価項目）

第 20 条 業績評価の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学長選考の基準に掲げる項目
- (2) 学長就任時の所信に掲げる項目
- (3) その他選考・監察会議が定める項目

（業績評価の評価方法）

第 21 条 業績評価は、前条各号に掲げる項目に基づき、学長の業務の執行状況に

ついて総合的に実施する。

2 選考・監察会議は、業績評価の実施に当たって、本学の自己点検・評価の結果及び国立大学法人評価委員会の業務実績評価の結果並びに監事の監査結果等を参考とする。

3 選考・監察会議は、業績評価の実施に当たって、学長に対してヒアリングを行うほか、必要に応じ、役員及び教職員に対して調査を行うことができる。

(業績評価の結果の通知及び公表)

第22条 選考・監察会議は、業績評価を実施したときは、速やかに業績評価の結果を学長に通知するとともに、業績評価の結果の概要を本学のホームページに公表する。

(助言等)

第23条 選考・監察会議は、業務執行状況の確認又は業績評価の結果を踏まえ、必要があると認める場合は、学長に対して助言を行うものとする。

2 選考・監察会議は、必要に応じて監事と意見交換を行うものとする。

(その他)

第24条 この細則に定めのない事項が生じたとき又はこの細則の解釈について疑義が生じたときは、選考・監察会議が決定する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19.10. 5 19規則77)

この細則は、平成19年10月5日から施行する。

附 則 (平成20. 1.24 19規則91)

この細則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則 (平成27. 1.15 26規則141)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27. 3.12 26規則142)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 1.21 27規則43)

1 この細則は、平成28年1月21日から施行する。

2 この細則施行の際現に学長である者は、第16条第1号の規定は適用しない。

附 則 (令和元. 9.19 元規則21)

この細則は、令和元年9月19日から施行する。

附 則 (令和4. 3.17 3規則46)

1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学学長選考会議に関する申合せ(平成21年3月23日学長選

考会議決定）は、廃止する。

国立大学法人埼玉大学長一次候補者推薦書

令和 年 月 日

学長選考・監察会議議長 殿

推薦者代表

国立大学法人埼玉大学長一次候補者として、_____氏を推薦します。

推薦者名簿（自署で推薦代表者を含む）

[illegible]

※ 1. 学長、理事及び第 2 条第 2 項に定める学長選考・監察会議の委員が推薦する場合は、推薦者名簿欄の記入を要しない。

2. 欄が足りない場合は、複数枚により署名すること。

推 薦 理 由 書

学長一次候補者の氏名	

※ 1,000 字以内で簡潔に記入してください。

学長一次候補者の略歴及び業績調書

(フリガナ) 氏 名	()	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日 生 (満 歳)	
住 所		
現 職	年 月	
学位・称号	学位名等： (大学名：) (年 月)	
学 歴		
年 月	(大学又はこれと同等と認められる学校卒業以後の学歴をすべてについて記入してください。これに該当しない者は、最終学歴について記入してください。)	
職 歴		
年 月	(職歴すべてについて記入し、職名、地位等についても記入してください。)	

裏 面

教 育 の 実 績
1. 担当講義（担当講義の名称、大学名、学部・大学院の別を記入）
研 究 の 業 績
1. 著書・論文（主な著書・論文を記入）
2. 受賞等（受賞・表彰等特記すべき事項を年次を付して記入）
大 学 運 営 へ の 参 画 状 況
1. 学部長、評議員、全学的委員等（大学名を含め、年次順に列記）
学 会 及 び 社 会 貢 献 等 の 状 況
1. 所属学会（学会・協会の主要な役職を年次を付して記入）
2. 社会貢献（国・地方公共団体の審議会等委員・各種団体における役職等を年次順に列記）
そ の 他 特 記 す べ き 事 項
上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 氏名（自署）

※ 各欄で収まらない場合は、本様式に準じて別紙で作成してください。

別記様式4（第4条関係）

同 意 書

令和 年 月 日

学長選考・監察会議議長 殿

氏名 (自署)

私こと_____は、国立大学法人埼玉大学長一次候補者となることについては、これに同意します。

大 学 運 営 に 関 す る 所 信

学長一次候補者の氏名	(自署)

※ 1,000 字以内で簡潔に記入してください。

氏 名

国立大学法人埼玉大学長候補者選考意向聴取投票用紙

埼玉大学の印